

## 平成30年度震災復興発信映像制作業務 基本仕様書

### 1 案件名

平成30年度震災復興発信映像制作業務

### 2 事業目的

平成28年熊本地震の記憶の風化が懸念される中、本市における震災の被害や復旧・復興に向けた取組の状況についてまとめた映像を作成し、今なお、震災に向き合い、力強く復興している本市の姿を市内外へ発信することで、震災の記憶を未来へ伝えていく。

### 3 業務概要

平成30年度震災復興発信映像の撮影・収集等並びに編集及び記録業務

### 4 契約期間

契約締結の日から平成30年10月19日（金）まで

### 5 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 外

### 6 業務内容

下記の業務について、末尾の付属資料「平成30年度震災復興発信映像制作業務スケジュール」のとおり、行うものとする。ただし、詳細なスケジュールについては、契約締結後に本市と協議の上決めるものとする。

#### (1) 映像の撮影・収集等並びに編集及び記録

##### ア 編集案・構成案の作成

「(2) 制作方針」に基づき、本市と協議の上、編集案・構成案を作成する。

##### イ 映像の撮影・収集等

編集案に基づき、取材、調査、映像の収集・撮影を行う。なお、本市が所有し、必要と認める資料については、本市から提供する。

また、受託者は、取材先に対し、本業務の趣旨を十分に説明した上で、取材、撮影及び映像収集の許可を受けるとともに、収録許可を得るものとする。なお、必要に応じ、保護者の同意も得ること。撮影の際は、撮影した映像内において特定の地域や個人が特定されることにより、成果物を公開する際に、問題が発生することのないよう、十分注意すること。

##### ウ 構成台本の作成

取材、撮影・収集した映像を基に、構成台本案を作成し、内容について本市の確認を経て、完成させる。

## エ 編集

構成台本を基に、ナレーションやBGM、テロップ等を使用し、取りまとめた記録映像の編集を行う。また、多言語化（英語、中国語、韓国語）に対応すること。

なお、ナレーションにおいては、専門的な用語等はできるだけ使用せず、広く一般の方にわかりやすい内容にすること。やむを得ず専門的な用語を使用する場合は、解説を入れる等配慮すること。また、ナレーション字幕やテロップ等において、難読漢字にはふりがなをつけること。

## オ DVD等への記録

編集した映像を「7 成果品規格・仕様等」のとおり、DVD等に記録し、納品する。

## (2) 制作方針

### ア 全体方針

平成28年熊本地震から2年を迎え、震災の記憶の風化が懸念される中、本市は、発災直後の被害や震災復興計画に基づく復旧・復興の進捗状況を効果的に発信することで、力強く復興している本市の姿を市内外へ幅広くPRするとともに、平成28年熊本地震の記憶を永く後世に伝えていかなければならない。

本業務は、平成28年熊本地震の被害だけでなく、復旧・復興に向けた本市内のこれまでの取組やこれらの取組に携わる人々の状況・課題等をまとめた映像を作成し、「今なお平成28年熊本地震と向き合い、前向きに復旧・復興に取り組み続けている本市の姿」を全国に発信することで、市外の多くの方々に平成28年熊本地震や本市に対する興味・関心を持っていただくとともに、被災した市民にとっては、復興への兆しを感じ取ることができ、「復興への後押し」となるようなものとするものである。

### イ 本編

映像は15分程度とし、アの全体方針を踏まえ、本市の被災状況及び発災からこれまでの復旧・復興に向けた取組やそこに携わる市民等の活動、また、今後の復旧・復興に向けた取組をPRする映像を収集すること。構成は、必ずしも時系列である必要はないが、初めて平成28年熊本地震を知る人にとっても、本市の被害や復旧・復興の過程が理解しやすいよう工夫すること。

### ウ 用途

- ・本市及び本市が認めた団体等が実施する、平成28年熊本地震の広報、啓発、研修、教育を目的とする展示やイベント、行事、講演会、研修会、MICE、視察対応等での上映
  - ・本市によるウェブサイト（市ホームページ、動画配信サイト等）への掲載
- ※その他、予算の範囲内で成果物を活用する提案も可とする。

## 7 成果品規格・仕様等

### (1) 本編

#### ア 媒体：DVD

1枚の媒体に記録し、盤面にタイトル等を記載すること。また、メニュー画面で本編及

び他言語版を選択できるようにすること。

イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、無断複製を防止するための処理がなされていること。）

ウ 部数：100セット

エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること。ジャケットについても、デザイン・作成すること。

オ 納品期限：平成30年10月19日（金）

## （2）ウェブサイト掲載用

ア 媒体：DVD

盤面にタイトル等を記載すること。

イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、ウェブサイトにそのまま掲載可能な形式で収録すること。）

ウ 部数：1セット

エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること。

オ 納品期限：平成30年9月25日（火）

## （3）マスターデータ

ア 媒体：DVD及びBlu-ray

イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、コピーガードは施さない）

ウ 部数：各1セット（計2セット）

エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること

オ 納品期限：平成30年9月25日（火）

## （4）その他制作資料

シナリオや概要書、編集前の映像素材、ナレーション原稿等一式

## 8 著作権及び秘密保持に係る留意事項

（1）成果品及び本業務の履行に伴い、受託者が新たに撮影した素材に関する全てにかかる著作権は本市に帰属するものとする。受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。また、受託者は、成果物その他本業務の過程で作成された著作物について、著作者人格権を行使しないものとする。

（2）作成に当たり、受託者または第三者が権利を有している素材を用いる場合は、映像の二次利用を含め、下記が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。

ア 本映像を無償かつ無期限に、6（2）ウに記載する用途の範囲内で、本市の判断により、自由に上映・貸出等ができること。

イ 本市によるウェブサイトへの掲載を可能とすること。

（3）受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

- (4) 受託者は本業務にて知りえた情報等については、委託者の許可無く他の事業等に使用したり漏らしたりしてはならない。本業務の履行に当たる受託者の使用人等も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。

## 9 その他

- (1) 業務を統括する業務責任者を置き、復興総室と随時連絡がとれる体制とすること。撮影カメラマン、映像編集者、ナレーターなど必要な人材を確保すること。
- (2) 映像は、その内容が十分理解でき、かつ画質が鮮明なものを使用すること。また、DVD及びBlu-rayは、高品質かつ保存に適した高耐久のものを使用すること。
- (3) 収録する映像について、本市が変更を指示した場合、受託者は映像を再撮影するなどの対策を講じること。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。
- (5) 本業務の遂行に際しては、審査会で選定された企画提案書を基に、内容・実施手法等について、修正・調整等を行う場合がある。
- (6) 本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守するものとする。

**付属資料** 平成30年度震災復興発信映像制作業務スケジュール

時期	内容
6月上旬～	編集案・構成案の作成
6月下旬～	映像の収集・撮影、構成台本の作成
7月下旬～	編集
8月中旬～	確認・修正等
9月25日（火）	ウェブサイト掲載用及びマスターデータDVDの納品
10月19日（金）	本編DVD（ウェブサイト掲載用及びマスターデータDVD除く）及びその他制作資料の納品